○外務省告示第百十九号

平成二十七年三月二十六日にマニラで、フィリピン共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十七年四月八日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　石川和秀在フィリピン大使

フィリピン側　アルバート・デル・ロサリオ外務大臣

○外務省告示第百二十号

平成二十七年三月二十六日にマニラで、イフガオ州小水力発電計画のための贈与に関する平成二十五年三月二十五日付けの取極の修正に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

平成二十七年四月八日

外務大臣　岸田　文雄

1　内容　贈与の限度額を「九億二千二百万円」に改める。

2　署名者

日　本　側　石川和秀在フィリピン大使

フィリピン側　アルバート・デル・ロサリオ外務大臣

○外務省告示第百二十一号

平成二十七年三月二十七日にイスラマバードで、パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

平成二十七年四月八日

外務大臣　岸田　文雄

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日　本　側　片江学巳在パキスタン臨時代理大使

パキスタン側　ムハンマド・サリーム・セティ財務・歳入・経済・統計・民営化省経済担当次官

○農林水産省告示第八百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県東臼杵郡美郷町南郷鬼神野字松ノ内一六八三の一、一六八三の二、一六八三の五、字笹ノ越一七四二の一、一七四二の三、一七四二の五から一七四二の七まで、一七四八、一七五一、一七五二の一、一七五二の四、一七五二の五、一七五二の八から一七五二の一〇まで、一七五三、一七五五の一、一七五五の三、一七五五の四、一七五七の一、一七五七の三、一七五七の四、一七五七の六、一七五八の一、一七五八の三、一七五八の五、一七五九の一、一七五九の三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字松ノ内一六八三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県都城市山田町山田字山下六三九〇の一二、六三九〇の三〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字山下六三九〇の一二・六三九〇の三〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県庁及び都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年四月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川字小原八四五の一、八四五の二、八四五の二八から八四五の三一まで、八四五の三三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第五百十六号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年三月三十日に認定したので、同規則第四十一条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称

株式会社大阪香里自動車練習所

二　主たる事務所の所在地

大阪府寝屋川市木屋町十三番五号

三　適性診断の種類

特定診断1、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断1、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第五百十七号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年三月三十日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月八日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　名称

株式会社大阪香里自動車練習所

二　主たる事務所の所在地

大阪府寝屋川市木屋町十三番五号

三　適性診断の種類

特定診断1、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第千三百六十六号）第二章4に掲げる特定診断1、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第五百十八号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を平成二十七年三月三十日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年四月八日

国土交通大臣　太田　昭宏